

埼玉県農業大学校名誉学長設置要綱

(目的)

- 1 次代の埼玉農業を担う埼玉県農業大学校（以下「農業大学校」という。）の学生が自信と誇りを持って農業に取り組めるよう、農業大学校に埼玉県農業大学校名誉学長（以下「名誉学長」という。）を置き、学生を激励しようとするものである。

(名誉学長の職)

- 2 名誉学長は、知事の職にある者をもって充てる。

(名誉学長の主な役割)

- 3 名誉学長の主な役割は、次のとおりとする。
 - (1) 農業大学校の入学式等、学校行事への出席と祝辞。
 - (2) 埼玉県農業士の認定証授与。
 - (3) 成績最優秀者の表彰。
 - (4) 特に名誉学長が必要と認める事項。

(その他)

- 4 この要綱に定めるもののほか、設置に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成13年2月28日から施行する。